

議案第34号	三田市多世代交流館条例の一部を改正する条例の制定について
こども政策課	多世代交流館内の「子育て情報ひろば」を同館の施設として位置づけ、既存施設である「子育て交流ひろば」・「シニア・ユースひろば」との連携により、子育て支援の更なる充実を図るため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p><b>【趣 旨】</b> 後期三田市次世代育成支援地域行動計画の重点項目の一つである「子育て支援ネットワークの充実」を具現化するため、子育て情報の収集・発信、子育て相談、子育てボランティア活動支援機能等を備えた「子育て情報ひろば」を平成22年6月にサンフラワービル2階（多世代交流館同フロア）に設置した。</p> <p>また、平成23年11月には、三田駅前キッピーモール6階まちづくり協働センター幼児室にて、「駅前子育て交流ひろば」を開設し、子育て支援の充実を進めている。</p> <p>「子育て情報ひろば」及び「駅前子育て交流ひろば」については、本庁こども政策課が主体となり、その設置及び運営を進めて来たが、両施設ともに無事開設を終え円滑な運営が可能となったことから、今後は、多世代交流館内の「子育て交流ひろば」及び「シニア・ユースひろば」との更なる連携により、一体的な事業展開と効率的な運営を図ることが必要であり、「子育て情報ひろば」を多世代交流館の一部署と位置づけるため、当該条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p><b>【関係法令】</b> 地方自治法第244条（公の施設）</p> <p><b>【改正内容】</b> ●施設及び業務（第3条関係）</p> <p>第3条 交流館に次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 子育て交流ひろば</p> <p>(2) シニア・ユースひろば</p> <p><b>(3) 子育て情報ひろば</b></p> <p>2 交流館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p><b>(7) 子育て支援拠点施設の管理運営</b></p> <p><b>(8) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務</b></p> <p>●使用時間（第3条の2関係）</p> <p><b>子育て情報ひろば 午前9時30分から午後5時30分まで</b></p> <p><b>【施行期日】</b> 平成24年4月1日</p>	